

国連気候変動枠組条約第 18 回締約国会議（COP18）・京都議定書第 8 回締約国会合（CMP8）等における市場メカニズム関連事項（CDM、二国間オフセット・クレジット制度）にかかると成果について

（※日本政府代表団「概要と評価」からの抜粋）

2012 年 12 月 10 日

新メカニズム情報プラットフォーム事務局

11 月 26 日から 12 月 8 日まで、カタール・ドーハにおいて開催された、国連気候変動枠組条約第 18 回締約国会議（COP18）、京都議定書第 8 回締約国会合（CMP8）では、京都議定書下でのクリーン開発メカニズム（CDM）や我が国が提案する二国間オフセット・クレジット制度（JCM/BOCM）についても議論が行われ、以下のような成果がありました（以下、日本政府代表団「概要と評価」からの関係部分の抜粋）。

【京都メカニズムにかかると成果】

- 第二約束期間設定のための京都議定書の改正については、同期間中の各国の排出抑制及び削減に関する約束が記載された附属書 B を含む改正案が成果文書として採択された。第二約束期間の長さを 8 年とし、2014 年までに各国の約束の野心の引き上げに関する検討の機会を設けること等が決定された。これにより、AWG-KP はその作業を完了し、終了することとなった。
- 第二約束期間に参加しないという我が国の立場は、改正された附属書 B に反映された。また、日本政府は、EU、豪州、スイス等とともに、第一約束期間から繰り越された余剰排出枠（AAU）を購入しないことを宣言した。
- クリーン開発メカニズム（CDM）については、第二約束期間に参加しない国も CDM プロジェクトに参加して 2013 年以降の CDM クレジット（CER）を原始取得（自国に転送）することが可能であることが確認された。ただし、第二約束期間における共同実施（議定書 6 条）や国際排出量取引（同 17 条）に参加してクレジットの国際的な獲得・移転を行うことは、第二約束期間に参加する国のみに認められることとなった（なお、第一約束期間の調整期間中（2013 年から 2015 年後半以降まで）の我が国の国際排出量取引への参加は引き続き可能）。また、京都議定書における森林・農地等吸収源等（LULUCF）の取り扱いについては、第二約束期間に参加しない国も含め第二約束期間におけるルールにしたがって算定・報告を行うこととなった。

【二国間オフセット・クレジット制度にかかる成果】

- 日本が提案している二国間オフセット・クレジット制度（JCM /BOCM）を含む様々なアプローチについては、実施のための「枠組み」について作業計画を実行していくことが決定され、「枠組み」の機能や役割、国際的なクレジットの移動に関してダブルカウントを防止する方法等を検討していくこととなった。また、カンクン合意に基づき先進国が今後2年おきに提出する隔年報告書に関して、JCM/BOCM など市場メカニズムの活用に関する報告事項を含む共通報告様式について合意された。

- また、長浜環境大臣は、会合期間中に各国と精力的に二国間会談を行い、本会合の成果に関する日本の立場や考えを説明し理解を求めると共に、会合の成功に向けた連携を確認した。また、モンゴルとの間で「環境協力・気候変動・二国間オフセット・クレジット制度に関する共同声明」に署名し、来年の早い時期に同制度を開始すること、そのためにできるだけ早期に二国間文書に一致することを確認したほか、バングラデシュとの協議においても、実質的な内容に一致した。

以上